

自立支援医療（精神通院医療）を利用される方へ

受給者証と上限額管理票の提示が必要です

18年4月から、障害者自立支援法の施行により自立支援医療制度が始まり、支給認定を受けた方は、原則として、医療費の1割（世帯の所得等に応じた上限額あり）を自己負担していただくことになりました。

本制度の利用にあたっては、**ご利用の都度、被保険者証等と一緒に、次の書類を医療機関・薬局等の窓口で提示する必要があります**ので、ご協力下さい。

● 「自立支援医療受給者証（精神通院医療）」

- ※ 国民健康保険被保険者で「区市町村精神医療給付金」を都内の医療機関・薬局等をご利用の方は、「国保受給者証（精神通院医療）」も提示の必要があります。

● 「自己負担上限額管理票」

- ※ 月額自己負担上限額の適用を受ける方について必要となります。東京都医療費助成又は国保精神医療給付金の対象者も、窓口負担はありませんが、提示が必要です。

また、**所得区分、医療機関・薬局、保険種別などの申請（届出）事項が変わる場合は、お住まいの区市町村担当窓口に変更の申請（届出）をしていただく必要があります。**

所得区分の変更

……原則として変更申請受理日の翌月1日から適用

医療機関・薬局の変更・追加

……変更申請受理日から適用

ご提示いただけない場合や、必要な手続きを行っていただいていない場合は、制度の適用を受けられず、医療費の1～3割の額を自己負担していただきます。



お問合せ先 お住まいの区市町村担当窓口
又は 東京都立中部総合精神保健福祉センター

（電話 03-3302-7871）



古紙・パルプ配合率100%再生紙を使用しています